

足場組立業務に係る特別教育のご案内

平成27年7月1日施行の労働安全衛生規則の一部改正に伴い、足場の組立て等(解体又は変更)の業務に従事する者を対象として特別教育の受講が義務づけられました。

ただし、脚立、移動はしご等これを単体で使用する場合は該当しませんが、脚立を支持物として足場板を掛け渡す場合には、足場に該当しますので、高さに関係なく特別教育が必要になります。

記

1. 開催期日 平成30年10月16日(火) (受付 8:50～)
2. 会場 リーパスプラザこが(古賀市中央公民館) 古賀市中央2-13-1
3. 受講料 会員 7,500円(受講料 6,700円+テキスト代 800円)
一般 10,000円(受講料 9,200円+テキスト代 800円)
4. 講習内容及び時間割

	科 目	時 刻
足場の組立て等業務特別教育	足場及び作業方法に関する知識	9:10～12:20
	昼 食	12:20～13:10
	工用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	13:10～13:40
	労働災害の防止に関する知識	13:40～15:20
	関係法令	15:30～16:30

5. 申込方法
 - ◎受講申請書に記入、捺印(社印)の上、下記の書類を添えて当協会へご郵送下さい。
 - 証明写真1枚(無帽、上半身、縦3.0cm×横2.4cm) 写真の裏に氏名を記入

※手続き完了の方には受講票をFAXいたします

- ◎申込先 〒811-3101 福岡県古賀市天神1-9-12 ☎092-943-0321
福岡東労働基準協会

- ◎振込先 受講料は下記の指定口座に受講日の一週間前迄にお振り込み下さい。
※振込手数料は受講者負担でお願いします。

福岡銀行 古賀支店 普通口座 1451941 名 義 福岡東講習会事務局

6. 修了証 全科目を終了された方に、修了証を交付します。
7. その他
 - ・既納の受講料は原則として返却いたしませんので、もし当日受講できないときは代替者を派遣していただきますようお願いいたします。
 - ・足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者等は、特別教育を受講する必要はありません。
 - ・「建設労働者確保育成助成金」の対象教育です。
 - ・日程・会場については、都合により変更・取消することもあります。

「足場の組立て等の業務」特別教育の必要性

をよく聞かれる内容をまとめました。参考にして下さい。

① どの様な作業内容で資格がいるのですか？

平成27年7月1日より足場の高さに係りなく、足場の組立、解体又は変更の作業に係る業務に係る作業者は必要になりました。

② 移動式足場(ローリングタワー)も資格が必要ですか？

移動したりしたときでも、高さの調整等をしたりしますので、必要になります。

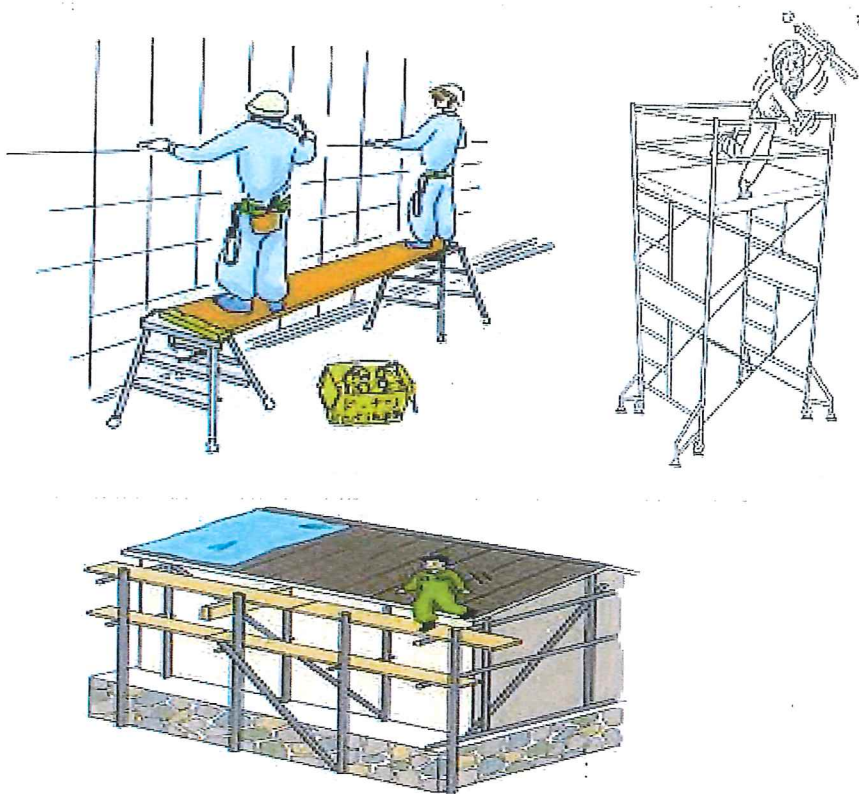
③ 脚立、脚立足場にも資格が必要ですか？

脚立等単体で使用する場合は、該当しませんが、脚立を支持物として足場板を掛け渡す場合には、足場に該当しますので、高さに関係なく資格が必要になります。

④ 足場の上を歩く場合でも資格が？

歩くだけなら、必要ありません。組み立て、解体又は変更の作業に係る業務の方が必要です。

不明な点は協会までお尋ね下さい。



「足場組立業務」特別教育講習 申請書・証明書

事業場所在地	〒 ー			TEL : FAX :
事業場名				
事業主証明	(社印)	担当者氏名		
ふりがな 受講者氏名	生年月日 (西暦で記入下さい)	現住所		※受講番号 ※修了証番号
	年 月 日	〒 ー		備考欄
	年 月 日	〒 ー		
	年 月 日	〒 ー		
	年 月 日	〒 ー		
講習内容	足場の組立て等の業務に係る特別教育			
講習年月日	平成30年10月16日			
会場	リーパスプラザこが(古賀市中央公民館) 古賀市中央2-13-1			
講習者 証明書	上記教育の講習過程を修了したことを証明します。 平成30年10月16日 福岡東労働基準協会会長 印			

- ◆ 住民票記載の、受講者氏名・生年月日・現住所を正確に記入して下さい。
- ◆ 証明写真(サイズ:縦3.0cm×横2.4cm) 1枚を添付して下さい。(写真の裏に名前を記入下さい)
- ◆ 標記の教育を実施したことを証明する記録です。大切に保管して下さい。(労働安全衛生規則第38条参照)
- ◆ 本申請書にご記入いただいた氏名、生年月日、住所、連絡先等の個人情報につきましては、講習会の目的以外では利用いたしませんのでご了承ください。

福岡東労働基準協会

〒811-3101

福岡県古賀市天神1-9-12

TEL・FAX: 092-943-0321